

入院時の食事負担額について

健康保険法等の規定に基づき、入院時の食費の一部を負担していただきます。

	70歳未満	70歳以上		入院時1食あたりの負担額
①	一般の方		指定難病患者の方は	300円
				510円
②	住民税非課税世帯の方(低所得者)	住民税非課税世帯の方(低所得者Ⅱ)	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
			過去1年間の入院期間が90日超	190円
③		住民税非課税世帯で所得が一定基準に満たない方など(低所得者Ⅰ)		110円

※ ②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を被保険者証等に添えて窓口へ提出してください。健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードを利用し、医療機関への限度額情報の提供に同意した場合は、減額認定証の提示は必要ありません。

入院時生活療養費・生活療養標準負担額について

療養病床（南館2階と本館2階・南館3階の一部の患者さまが対象）に入院する65歳以上の方については、食費・光熱水費について下記の標準負担額が患者負担となります。

		食費 (1食につき)	居住費 (1日につき)
一般	一般の方	510円	370円
	指定難病患者の方	300円	0円
低所得者Ⅱ	低所得者Ⅱの方	240円	370円
	直近12ヶ月の入院日数が90日超の医療区分Ⅱ、Ⅲの方	190円	
	直近12ヶ月の入院日数が90日以下の指定難病患者の方	240円	0円
	直近12ヶ月の入院日数が90日超の指定難病患者の方	190円	
低所得者Ⅰ	医療区分Ⅰの方	140円	370円
	医療区分Ⅱ、Ⅲの方	110円	
	指定難病患者、老齢福祉年金受給者、境界層該当者の方	110円	0円

ご不明な点等がございましたら、病棟事務担当者までお問合せください。